

鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

次のように定める。

令和4年11月22日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例

(鹿沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 鹿沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年鹿沼市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(鹿沼市職員の降給に関する条例の一部改正)

第2条 鹿沼市職員の降給に関する条例(令和2年鹿沼市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

(定年延長に伴う経過措置)

3 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定による降給とする」とする。

4 第5条の規定は、鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定

による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(鹿沼市職員の再任用に関する条例の廃止)

第3条 鹿沼市職員の再任用に関する条例（平成13年鹿沼市条例第10号）は、廃止する。

(鹿沼市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 鹿沼市職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿沼市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その」を「当該」に改め、「を当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）（同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌

日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の章名及び6条を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年鹿沼市条例第32号)第9条第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(以下「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。以下同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。以下同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

る。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第11条の次に次の章名及び1条を加える。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条の次に次の章名及び1条を加える。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、鹿沼市職員定数条例（昭和29年鹿沼市条例第7号）第2条に規定する職員のうち技能労務職員については、同表令和5年4月1日から令和7年3月31日までの項中「61年」とあるのは「63年」と、同表令和7年4月1日から令和9年3月31日までの項中「62年」とあるのは「63年」とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに前項ただし書に規定する技能労務職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情

報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報  
報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異  
動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過す  
ることとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、  
当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職  
員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日であ  
る場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢  
60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他  
の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の  
意思を確認するよう努めるものとする。

（鹿沼市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 鹿沼市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和37年鹿沼市条例第  
19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加  
える。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条  
に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手  
当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものと  
する。

（鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第6条 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年鹿沼市条例  
第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6  
第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の5第1  
項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」  
に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」  
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鹿沼市条例第5号）の一  
部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 鹿沼市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定に  
より異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された

管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

- (3) 鹿沼市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鹿沼市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 鹿沼市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鹿沼市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 鹿沼市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 鹿沼市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（鹿沼市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 鹿沼市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿沼市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条の5中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6



第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(鹿沼市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第11条 鹿沼市職員の退職手当に関する条例(昭和29年鹿沼市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」を削る。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の9項を加える。

8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳(鹿沼市職員定数条例(昭和29年鹿沼市条例第7号)第2条に規定する職員のうち技能労務職員(以下「技能労務職員」という。)にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第

3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第8項」とする。

9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳（技能労務職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。

10 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鹿沼市条例第 号）第4条の規定による改正前の鹿沼市職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿沼市条例第22号。以下「旧職員定年条例」という。）第3条に規定する職員に相当する職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に規定する職員に類する職員として規則で定める職員

11 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

12 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第8項に規定する職員及び附則第10項各号に掲げる職員以外の者（旧職員定年条例第3条の適用を受けていた者に限る。）にあつては60歳とし、附則第8項に規定する職員にあつては同項に定める年齢とし、附則第10項第1号に規定する職員にあつては65歳とし、附則第10項第2号に規定する職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第8項に規定する職員及び附則第10項各号に掲げる職員以外の者（旧職員定年条例第3条の適用を受けていた者に限る。）にあつては60歳とし、附則第8項に規定する職員にあつては同項に定める年齢とし、附則第10項第1号に規定する職員にあつては65歳とし、附則第10項第2号に規定する職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につ

き」とする。

- 1 3 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第8項に規定する職員及び第10項各号に掲げる職員以外の者（旧職員定年条例第3条の適用を受けていた者に限る。）	60歳
附則第8項に規定する職員	附則第8項に定める年齢
附則第10項第1号に規定する職員	65歳
附則第10項第2号に規定する職員	規則で定める年齢

- 1 4 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 1 5 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第13項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第13項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た

割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 1 6 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって第13項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（鹿沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第12条 鹿沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年鹿沼市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条第2項中「その」を「当該」に改める。

第15条第4項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3」を「第28条の7」に、「第28条の4第1項」を「第22条の4第1項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「その者を」を「当該職員を」に改め、「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に、「その者が」を「当該職員が」に改め、同条第6項中「その者」を「当該職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の5項を加える。

（経過措置）

- 2 当分の間、職員（管理者の権限を行う市長が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、管理者の権限を行う市長が定める額とする。
- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、管理者の権限を行う市長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者の権限を行う市長が定める額を給料として支給する。
- 4 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第3条第1項に規定する

給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者の権限を行う市長が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

5 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者の権限を行う市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第3項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者の権限を行う市長が定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、鹿沼市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の改正規定並びに附則第9条及び附則第14条第2項の規定は、公布の日から施行する。

##### （鹿沼市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（前条本文に規定するこの条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第4条の規定による改正前の鹿沼市職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿沼市条例第22号）（以下「旧職員定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧職員定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下「旧職員定年条例勤務延長職員」という。）について、旧職員定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第4条の規定による改正後の鹿沼市職員の定年等に関する条例（以下「新職員定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧職員定年条例勤務延長職員に係る旧職員定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新職員定年条例定年（新職員定年条例第

3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新職員定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧職員定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新職員定年条例定年が新職員定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新職員定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新職員定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧職員定年条例第3条に規定する定年)に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新職員定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧職員定年条例定年(旧職員定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧職員定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。以下同じ。)に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧職員定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧職員定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新職員定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新職員定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新職員定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新職員定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧職員定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧職員定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更

等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧職員定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新職員定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新職員定年条例定年をいう。以下同じ。）に達している者（新職員定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧職員定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧職員定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のう



ち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新職員定年条例定年が基準日の前日における新職員定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新職員定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新職員定年条例定年に達している職員とする。

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新職員定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新職員定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新職員定年条例定年相当年齢が新職員定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下「新職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新職員定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新職員定年条例定年相当年齢に達している者を、新職員定年条例第12条の規定により採用することができず、新職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新職員定年条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新職員定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新職員定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（こ

これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。)で、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第6条の規定による改正後の鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下「新休暇等条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新休暇等条例の規定を適用する。

(鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例附則第3項の規定の適用については、同項中「)とする。」とあるのは、「)に、鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年鹿沼市条例第4号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新職員定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新職員定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(鹿沼市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。)に対する第11条の規定による改正後の鹿沼市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規

定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)とする。

- 2 新退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行日以後に新退職手当条例第10条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。